

**令和6年第4回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

資料一覧表

(令和6年12月6日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	2	阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	5
議案	3	阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	7
議案	4	泉南清掃事務組合理約の変更に関する協議について	9
議案	5	泉南市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11

議案第2号補助資料 阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(委員の任命方法)</p> <p>第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>阪南市長</u>が任命する。</p> <p>2 委員に欠員を生じたときは、<u>阪南市長</u>は、速やかに、その旨を<u>泉南市長</u>及び<u>岬町長</u>に通知し、前項の例により任命するものとする。</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>泉南市</u>及び<u>岬町</u>は、前項の規定による負担金を<u>阪南市</u>に交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予算)</p> <p>第7条 認定審査会に関する<u>阪南市</u>の予算は、特別会計とする。</p> <p>(決算報告)</p> <p>第8条 <u>阪南市長</u>は、認定審査会に関する決算を<u>阪南市議会</u>の認定に付したときは、当該決算を<u>泉南市長</u>及び<u>岬町長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(事務に関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第9条 認定審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>阪南市</u>の例による。</p> <p>(委員に関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第10条 <u>阪南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ<u>泉南市</u>及び<u>岬町</u>と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により<u>阪南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃したときは、<u>泉南市長</u>及び<u>岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p>	<p>(委員の任命方法)</p> <p>第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>泉南市長</u>が任命する。</p> <p>2 委員に欠員を生じたときは、<u>泉南市長</u>は、速やかに、その旨を<u>阪南市長</u>及び<u>岬町長</u>に通知し、前項の例により任命するものとする。</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>阪南市</u>及び<u>岬町</u>は、前項の規定による負担金を<u>泉南市</u>に交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(予算)</p> <p>第7条 認定審査会に関する<u>泉南市</u>の予算は、特別会計とする。</p> <p>(決算報告)</p> <p>第8条 <u>泉南市長</u>は、認定審査会に関する決算を<u>泉南市議会</u>の認定に付したときは、当該決算を<u>阪南市長</u>及び<u>岬町長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(事務に関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第9条 認定審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>泉南市</u>の例による。</p> <p>(委員に関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第10条 <u>泉南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ<u>阪南市</u>及び<u>岬町</u>と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により<u>泉南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃したときは、<u>阪南市長</u>及び<u>岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>ない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 認定審査会の庶務は、<u>阪南市</u>において行う。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、<u>阪南市</u>の規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>阪南市長及び岬町長は、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(平成28年泉南市告示第3号)の施行の際現に効力を有する泉南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>泉南市文書規程(昭和31年泉南市訓令第2号)</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>ない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 認定審査会の庶務は、<u>泉南市</u>において行う。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、<u>泉南市</u>の規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>阪南市長及び岬町長は、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(令和 年泉南市告示第 号)の施行の際現に効力を有する泉南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>泉南市文書規程(令和6年泉南市訓令第4号)</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>5 (略)</p>

議案第3号補助資料 阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(委員の任命方法)</p> <p>第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>阪南市長</u>が任命する。</p>	<p>(委員の任命方法)</p> <p>第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>泉南市長</u>が任命する。</p>
<p>2 委員に欠員を生じたときは、<u>阪南市長</u>は、速やかに、その旨を<u>泉南市長</u>及び<u>岬町長</u>に通知し、前項の例により任命するものとする。</p>	<p>2 委員に欠員を生じたときは、<u>泉南市長</u>は、速やかに、その旨を<u>阪南市長</u>及び<u>岬町長</u>に通知し、前項の例により任命するものとする。</p>
<p>(負担金)</p>	<p>(負担金)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>2 <u>泉南市</u>及び<u>岬町</u>は、前項の規定による負担金を<u>阪南市</u>に交付しなければならない。</p>	<p>2 <u>阪南市</u>及び<u>岬町</u>は、前項の規定による負担金を<u>泉南市</u>に交付しなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(予算)</p>	<p>(予算)</p>
<p>第7条 審査会に関する<u>阪南市</u>の予算は、一般会計とする。</p>	<p>第7条 審査会に関する<u>泉南市</u>の予算は、一般会計とする。</p>
<p>(決算報告)</p>	<p>(決算報告)</p>
<p>第8条 <u>阪南市長</u>は、審査会に関する決算を<u>阪南市議会</u>の認定に付したときは、当該決算を<u>泉南市長</u>及び<u>岬町長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>第8条 <u>泉南市長</u>は、審査会に関する決算を<u>泉南市議会</u>の認定に付したときは、当該決算を<u>阪南市長</u>及び<u>岬町長</u>に報告しなければならない。</p>
<p>(事務に関する条例、規則その他の規程)</p>	<p>(事務に関する条例、規則その他の規程)</p>
<p>第9条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>阪南市</u>の例による。</p>	<p>第9条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>泉南市</u>の例による。</p>
<p>(委員に関する条例、規則その他の規程)</p>	<p>(委員に関する条例、規則その他の規程)</p>
<p>第10条 <u>阪南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>泉南市</u>及び<u>岬町</u>と協議しなければならない。</p>	<p>第10条 <u>泉南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>阪南市</u>及び<u>岬町</u>と協議しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定により<u>阪南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃したときは、<u>泉南市長</u>及び<u>岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により<u>泉南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃したときは、<u>阪南市長</u>及び<u>岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>ない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 審査会の庶務は、<u>阪南市</u>において行う。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、<u>阪南市</u>の規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 阪南市長及び岬町長は、<u>阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(平成28年泉南市告示第4号)</u>の施行の際現に効力を有する泉南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>泉南市文書規程(昭和31年泉南市訓令第2号)</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>ない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 審査会の庶務は、<u>泉南市</u>において行う。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、<u>泉南市</u>の規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 阪南市長及び岬町長は、<u>阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(令和 年泉南市告示第 号)</u>の施行の際現に効力を有する泉南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>泉南市文書規程(令和6年泉南市訓令第4号)</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>4 (略)</p>

議案第4号補助資料 泉南清掃事務組合規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>ごみ処理施設及び廃熱利用による温水プールの設置、維持並びに</u>管理に関する事務を共同処理する。</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>ごみ処理施設</u>の設置、維持及び管理に関する事務を共同処理する。</p>

議案第5号補助資料 泉南市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第252条の36第2項の条例で定める会計年度は、<u>令和4年度から令和6年度</u>までとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第252条の36第2項の条例で定める会計年度は、<u>令和7年度から令和9年度</u>までとする。</p> <p>3 (略)</p>

